

九州シンクロトロン光研究センター利用推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、九州シンクロトロン光研究センター利用推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター（以下「研究センター」という。）の利用推進を図り、地域産業の高度化、新産業の創出等に資することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 研究センターの利用推進に関すること。
- 二 シンクロトロン光利用の調査研究に関すること。
- 三 シンクロトロン光利用の普及啓発に関すること。
- 四 その他本会の目的達成に必要と認められること。

(会員)

第4条 研究センター及びシンクロトロン光利用に関心のある個人及び団体は、本会の会員となることができる。

- 2 会員は、前条に掲げる本会の事業に積極的に参加するとともに、研究センターの運営、利用推進に協力するものとする。
- 3 本会への入会及び退会は、所定の方法にて入会・退会申込書を本会に提出することによって行う。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 3人以内
- 三 幹事 25人以内

(役員を選任及び任期)

第6条 会長は、会員の互選により選任する。

- 2 副会長は、会長の指名により会員の中から選任する。
- 3 幹事は、会長が会員の中から選任する。
- 4 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 役員に欠員が生じたとき、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、任期満了の場合であっても、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、会長の指示により会務を所掌する。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置き、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

3 役員会は、本会の運営全般について協議、決定する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会の承認を得た上で選任し、委嘱する。

3 顧問は、本会の運営全般に関し、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(産業利用推進部会)

第10条 本会に、産業利用推進部会を置く。

2 産業利用推進部会は、研究センターの産業利用を促進するために必要な活動を行う。

(テーマ別研究会)

第11条 本会の会員は、5人以上の賛同者をもって、役員会の承認を受け、テーマ別研究会を組織することができる。

2 テーマ別研究会は、シンクロトロン光利用に関する特定分野の研究活動を自主的に行う。

(ビームライン部会)

第12条 本会に、共用ビームラインごとの部会を置く。

2 各ビームライン部会は、それぞれのビームラインの機能、利用方法等の普及啓発、その他必要な活動を行う。

(年度)

第13条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務は、研究センターが行う。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成16年11月17日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、設立当初の役員は、本会の発足会において出席した会員の過半数の承認をもって、選任するものとする。

3 佐賀県シンクロトロン光応用研究施設利用研究フォーラムの分野別研究会については、第11条第1項の承認を受けたものと見なす。

4 第13条の規定にかかわらず、設立当初の年度は平成16年11月17日に始まり、平成18年3月31日に終わるものとする。